

2011年2月8日

公立学校共済組合民主化裁判における最高裁の上告棄却に抗議する（声明）

全日本教職員組合（全教）中央執行委員会

- 1 最高裁判所第二小法廷（竹内行夫裁判長）は、全教が提訴していた「公立学校共済組合運営審議会委員任命処分取消等請求事件」について、上告を棄却するという不当な決定をおこない、2月7日、送付してきました。
- 2 上告以来、この不当決定まで、最高裁は、1年7カ月審理したことになり、相当の検討がなされたことを推測させます。しかしながら、相当の審理がなされたとしても、全教は、任命審査の対象の選定手続、任命審査にかかわる情報の提供手続等の平等原則をもとめて、裁量権の限界を明らかにしてきたものであり、これらは、憲法第14条の平等の原則に違反するものとして、最高裁で判断されるべきものでした。これらを排斥したことは、不当な決定として、強く抗議するものです。
- 3 今回の提訴は、公立学校共済組合員全体の意向が反映されるように、運営審議会委員などの役員選任のあり方の抜本的な改革を求めるものであるとともに、当面、職員団体の推薦者を任命するやりかたを続けるのであれば、少なくとも特定団体の独占、特定団体の排除は間違っていることをあきらかにするたかひでした。その点で、上告棄却決定の理由は、憲法違反等の上告理由に該当しないとすることで、運営審議会委員、理事の選任行為が正当であるとしたわけではありません。

特に重要なことは、一審判決が提示した、運営審議会委員、理事の選任に関する以下の4つの基準を、高裁、最高裁ともに、否定することはできなかったことです。

- ① 大臣は、各教職員団体の候補者すべてを審査することが求められること。
- ② すべての代表的労働組合組織に公平で平等な取扱いを求める結社の自由の原則に基づき、労働委員会及び他の審議会の構成の公平性について、すべての労働者の信頼を回復する観点から適切な措置を講ずるよう要請すると述べているILOの結社の自由委員会報告は、遵守されるべきであること。
- ③ 運営審議会委員の比例配分は、異なる教職員団体の多様な意見を組合の運営に反映させることが期待でき、また、各教職員団体間の公平感も保たれること。
- ④ 文部科学省が、候補者に関する情報入手を教職員団体に依存しているとの現状を踏まえれば、大臣の裁量権の行使に当たり、複数の教職員団体間の公平感を保つことも考慮することが相当であると考えられること。

これら、一審判決の提示する内容は、いずれも、地公法7条の規定する3項目と公平、平等の原則からみて当然のこととして示されたものであり、少なくとも、明確に遵守されなければなりません。

- 4 今日、教職員の病気休職者が増大し、教職員の命と健康を守る上で、公立学校共済組合の役割がますます重要になっています。私たちは、全国の組合員の意思を結集して、文部科学省と公立学校共済組合に公正な任命を迫るとりくみに、今後とも全力をあげる決意を表明するものです。

以上